

## 函館市障がい者計画策定推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 函館市における，障がい者基本計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条に規定する市町村障害者計画をいう。）ならびに障がい福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に規定する市町村障害児福祉計画をいう。）を策定し，ならびに推進するに当たり，市民の意見等を反映させることを目的として，函館市障がい者計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は，委員15人以内をもって組織する。

2 委員は，市の障がい保健福祉行政に関し識見を有する者のうちから市長が指定する。

3 委員のうち1人は，公募による者とする。

### (任期)

第3条 委員の任期は，3年以内とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は，再任されることができる。

### (会長および副会長)

第4条 委員会に会長1人および副会長1人を置く。

2 会長は，委員の互選により定める。

3 副会長は，会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は，委員会の事務を総理し，委員会を代表する。

5 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談会を行うことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

委員推薦依頼団体

障 が い 者	函館市身体障害者福祉団体連合会（3名）
	函館手をつなぐ親の会
	函館精神障害者家族会愛泉会
	北海道難病連函館支部
福 祉 団 体	函館市社会福祉協議会
	函館市民生児童委員連合会
	函館地域障害者自立支援協議会
	障害児・者を守る函館地区連絡協議会
医 療	函館市医師会
教 育	函館特別支援教育研究会
	北海道教育大学教育学部函館校
労 働	函館公共職業安定所
一般公募	